

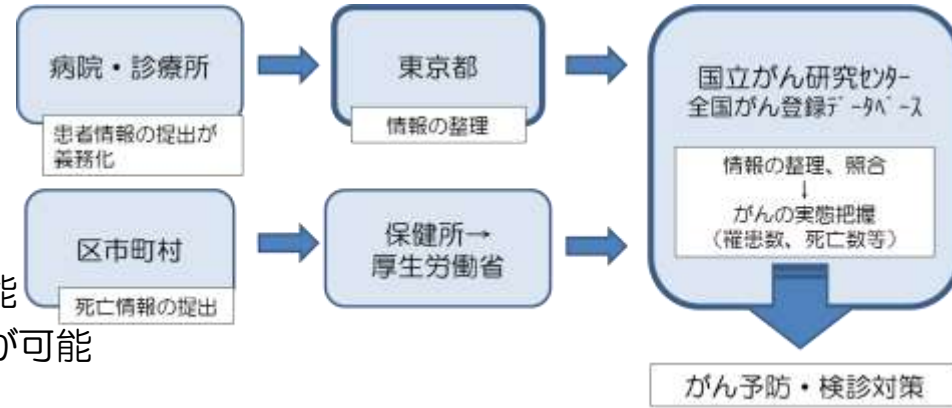
全国がん登録とは

がん対策を実施するためには、がんの正確な実態把握が必要
 →議員立法によりがん登録推進法が成立し、平成28年1月に施行

《ポイント》

- 全ての病院等からがん罹患の届出を義務化
- 区市町村から提供される死亡情報を国で照合

- 罹患率（数）、死亡率（数）等の正確な把握が可能
 - 今後、データの蓄積に応じて、がん情報の利活用が可能
- ※がん情報の個人情報保護については厳格に管理



がん登録情報の提供（H31.4以降開始予定）

- 《目的》
 がん登録情報をごん対策や調査研究等に活用し、
 成果を住民に還元（がん医療の質の向上等）
- 《提供する主な内容》
 がん登録情報のうち、東京都に係る情報
 ※複数の県にまたがるがん登録情報の提供は国が対応
- 《利用者（用途）》
 東京都・区市町村（がん対策）、研究者（調査研究）
 病院（予後情報） 等
- 《手続き》
 利用者【申請】→東京都がん登録室【受理】→
東京都がん登録審議会【審査】→利用者【情報提供】

東京都がん登録審議会（H31.4以降設置予定）

- 《主な審議内容》
 個人情報保護の観点及びがんの専門的知見から
 以下の審査を行う
- 都や区市町村が登録情報を使用する場合
 - 都ががん罹患数（率）、死亡数（率）等を記載した
症例報告書を発行する場合
 - 研究者等からの申請に基づく情報提供依頼
- 《構成員（6名）》
 がん、個人情報保護に関する学識経験者を含む